

# 船舶事故調査報告書

平成26年3月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年7月28日（日） 15時50分ごろ
発生場所	神奈川県小網代湾の小網代防波堤沖 神奈川県三浦市所在の諸磯崎灯台から真方位030° 1,320m 付近 (概位 北緯35° 09.9' 東経139° 36.9')
事故調査の経過	平成25年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート <sup>ジャマイカツー</sup> JAMA IKA II、5トン未満 235-33076 神奈川、個人所有 8.08m (Lr) × 2.86m × 1.50m、FRP ディーゼル機関2基、220.66kW（合計）、平成7年3月 B 水上オートバイ <sup>エスピーシーフォー</sup> SBC IV、0.2トン 232-41183 東京、ランジェコスメティーク株式会社 3.10m (Lr) × 1.15m × 0.49m、FRP ガソリン機関、144.2kW、平成23年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年11月4日 免許証交付日 平成25年3月7日 (平成30年3月29日まで有効) B 操縦者B 男性 47歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年2月14日 免許証交付日 平成25年2月14日 (平成30年2月13日まで有効)
死傷者等	A 軽傷 1人（友人A） B 軽傷 2人（操縦者B及び同乗者B）
損傷	A 右舷船底外板に擦過傷 B フロントストレージハッチ蓋の脱落、船体の両舷に亀裂等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人Aほか友人2人を乗せ、小

	<p>網代防波堤沖を約21ノットの速力で西北西進した。</p> <p>A船は、右舷船首方を遊走しているB船の左舷正横約48mを隔てて追い越そうとしたところ、突然、B船が左回頭した。</p> <p>船長Aは、B船が左回頭した際、汽笛を鳴らしたが、急接近してきたので、B船を避けようとして操舵ハンドルを左一杯に回し、スロットルレバーをアイドルリングの位置まで引いた。</p> <p>A船は、左舷側に大きく傾きながら左回頭したが、平成25年7月28日15時50分ごろ、小網代防波堤沖において、右舷中央船底部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>友人Aは、船尾暴露甲板の左舷側でキャンプ用の椅子に腰を掛けていたところ、A船が急に左舷側に大きく傾いたので、ハンドレールで左肘を打った。</p> <p>B船は、操縦者B及び同乗者Bが乗船し、同乗者Bを操縦者Bの後ろに乗せ、小網代防波堤沖を西北西進した。</p> <p>操縦者Bは、Uターンしようとし、左舷後方を確認せずに減速しながら、左回頭したところ、左舷後方から来たA船に気付いて驚き、衝突を避けるための動作を行う間もなく、A船と衝突した。</p> <p>操縦者Bは、衝撃で同乗者Bと共にB船の後方に落水した。</p> <p>B船は、操縦者Bが落水したので、緊急エンジン停止スイッチが切れて停止後、船首を海面から70～80cm出して半水没状態となった。</p> <p>A船は、落水している操縦者B及び同乗者Bを救助し、B船をえい航して小網代防波堤付近のマリーナに入った。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、救急車でマリーナから病院に搬送された。</p> <p>友人A、操縦者B及び同乗者Bは、病院でそれぞれ打撲等と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、操船をフライングブリッジ及びキャビンの両方ででき、本事故時、船長Aはフライングブリッジで操船していた。</p> <p>A船は、アウトドライブ船であり、舵効きがよかった。</p> <p>船長Aは、A船を平成10年に購入し、年間15～20日ぐらい操船しており、本事故発生場所付近の海域を何十回も航行していた。</p> <p>B船は、小網代防波堤付近でA船と共に錨泊していた友人のモーターボートに搭載されていたものであり、出発後、数分でA船と衝突していた。</p> <p>操縦者Bは、同乗者Bから水上オートバイに乗りたいと言われたので、友人からB船を借りて遊走していた。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p>

	<p>操縦者Bは、過去に5～6回、友人が操縦する水上オートバイに同乗したことがあり、9月に特殊小型船舶操縦士の資格を取るため受講することとしていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、小網代防波堤沖を西北西進中、船長Aが、右舷船首方を遊走しているB船の左舷正横約48mを隔てて追い越そうとしたことから、B船が左回頭して接近してきた際、左回頭したが、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小網代防波堤沖を西北西進中、操縦者Bが左舷後方を確認せずに左回頭したことから、左舷後方から来たA船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、特殊小型船舶操縦士の免許証を受有していなかったことから、B船に小型船舶操縦者として乗船してはならなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、小網代防波堤沖において、A船及びB船が共に西北西進中、A船がB船の左舷正横約48mを隔てて追い越そうとしたところ、操縦者Bが左舷後方を確認せずに左回頭したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前方を航行している水上オートバイを追い越す場合は、同水上オートバイが後方を確認せずに回頭する可能性もあるので、追い越す前に汽笛を鳴らし、注意喚起をすることが望ましい。</li> <li>・水上オートバイを操縦して回頭する場合は、回頭する側の後方を確認すること。</li> </ul>